



市主催イベント・会議等の考え方について（その6）

- 新型コロナウイルス感染症予防対策のため対応してきましたが、全国の緊急事態宣言が解除されたことを受け5月26日付けで宮城県が方針を見直したことから、別紙「県主催イベント・会議等の考え方について」に基本的に準拠し、対応します。
但し、屋内施設の人数上限は、当面100人といたします。
なお、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ適宜見直しを行います。
- これを基本といたしますが、個別の行事については、個別に判断しますのでご注意願います。

県主催イベント・会議等の考え方について

※下線部は5/15からの変更箇所

令和2年5月26日

宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の県内累積新規感染者数は4月中旬以降横ばい傾向であり、4月29日以降、新規発生はなく、5月14日には本県の緊急事態措置は解除となった。

また、5月25日の政府対策本部会議において、全国の緊急事態宣言が解除されたことから、国の基本的対処方針や国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等も踏まえ、県主催のイベントや会議等の考え方について、当面の間、以下の方針で段階的に対応することとする。

なお、以下の考え方については、患者発生状況や国の動向等を踏まえ適宜見直しを行う。

1 県主催のイベントについて（式典、講演会、研修会等）

【基本的な考え方】

時期 ^{※1}		収容率 ^{※2}	人数上限 ^{※2}	全国・広域的な人の移動を伴う大規模イベント
5月15日から 6月18日まで	屋内	50%以内	原則 100人	原則中止又は延期
	屋外	十分な間隔	原則 200人	
6月19日から 7月9日まで	屋内	50%以内	原則1000人	
	屋外	十分な間隔	原則1000人	
7月10日から 7月31日まで	屋内	50%以内	原則5000人	
	屋外	十分な間隔	原則5000人	

※1…概ね3週間での段階的緩和を想定

※2…収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

全てのイベントについて、感染リスクへの対応が整わないイベントは原則中止又は延期を含め慎重な対応をする。

【開催する場合の留意事項】

- ・ 会場及び待合場所等における3つの密（密閉・密集・密接）を徹底して回避する
- ・ 人と人との間隔をできるだけ確保する
- ・ 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・ 参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・ イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・ 風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・ 2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域（クラスター等）へ旅行・

出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する

- ・ 高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・ マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・ 手洗いの徹底
- ・ 会場の入り口等にアルコール消毒液を設置
- ・ こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・ 入場者の制限や誘導
- ・ 国で導入を検討している接触確認アプリを適宜活用する

2 県主催の会議（審議会、説明会等）について

- ・ 実施する場合は、規模の縮小や感染予防策を徹底すること。（イベントを開催する場合の留意事項を参照）
- ・ ウェブ会議を積極的に活用すること。

3 職員の出張について

- ・ 業務上の必要性を精査した上で、出張時期や方法等を見直すこと。
（例）打合せについて、可能なものは電話やメールで対応
出張する職員の人数や出張数を最小限とする
- ・ 業務上出張せざるを得ない場合については、最小限の人数で、混雑時や「3つの密」を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染予防策を徹底すること。
- ・ 感染拡大傾向のある地域への出張は避けること。
- ・ 6月中旬までは、一部首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）及び北海道への出張は、慎重に対応すること。